

## 第3編 地震災害応急対策

## 第2章 応急復旧期の活動

### 第1節 災害救助法の適用

災害によって住家が滅失した世帯数が、災害救助法に定める基準以上に達し、被災者が現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法を適用して同法に基づく救助を行う。

《担当部・機関》

総務対策部庶務班・民生対策部福祉班・関係機関

#### 第1 災害救助法の適用基準

人口が50,000人以上100,000人未満に該当する本市の場合、災害救助法の適用は、災害による市域の被害が次のいずれかに該当する場合において、知事が指定する。

- 1 家屋の全壊、全焼、流失等によって住家が滅失した世帯の数（以下「滅失世帯数」という）が、80世帯以上の場合
- 2 府域の滅失世帯数が2,500世帯以上である場合において、市域の滅失世帯数が40世帯以上の場合
- 3 府域の滅失世帯数が12,000世帯以上であって、市域の滅失世帯数が多数の場合
- 4 災害が隔絶した地域に発生したものである等災害にかかった者の救護を著しく困難とする、厚生労働省令で定める特別の事情がある場合で、かつ、市域の滅失世帯が多数である場合
- 5 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、厚生労働省令で定める基準に該当するとき

#### 第2 滅失世帯の算定基準

滅失世帯数の算定は、住家が全壊（全焼・流失）した世帯を基準とする。なお、そこまで至らない半壊等については、災害救助法施行令第1条第2項の規定に基づき、みなし換算を行う。

## 【滅失世帯の算定基準】

全壊（全焼・流失）世帯 1世帯	=	滅失世帯 1世帯
半壊（半焼）等著しく損傷した世帯 2世帯	=	滅失世帯 1世帯
床上浸水、土砂の堆積等によって一時的に居住困難な世帯 3世帯	=	滅失世帯 1世帯

（注）床下浸水、一部損壊は換算しない。

### 第3 災害救助法の適用申請

災害救助法の適用については、同法の定めるところによるが、必要と認めた場合は速やかに所定の手続を行う。

#### 1 適用申請手続

- (1) 市長は、市の災害の規模が災害救助法の適用基準に該当する場合、又は該当する見込みがある場合は、直ちにその状況を知事に報告する。なお、現に救助を要する状態にある場合は、災害救助法の適用を要請しなければならない。
- (2) 災害の状態が急迫し知事による救助の実施を待ついとまがない場合は、市長は災害救助法の規定による救助を行い、その状況を知事に報告し、その後の処理について知事の指示を受ける。

### 第4 救助の実施

災害救助法の適用に基づく救助活動は、知事が実施し、市長はこれを補助する。ただし、災害の事態が急迫し知事による救助活動の実施を待つことができない場合、市長は災害救助法に定める救助活動を実施するとともに、事後速やかに知事に報告し指示を受ける。

また、知事の職権の一部を委任された場合は、委任された救助事項については、市長が実施責任者となって応急救助活動を実施する。

#### 1 救助の内容

災害救助法による救助の種類は次のとおりである。

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む）の供与
- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった人の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急処置
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋火葬
- (10) 死体の搜索及び処置

(11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

## 2 職権の一部委任

知事は、救助を迅速に行うため必要であると認めるときは、その権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。(災害救助法第30条)

なお、上記により市長が行う事務のほか、市長は、知事が行う救助を補助するものとする。

## 第5 救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準は、資料3-2-1「災害救助法による救助の程度、方法及び期間」に示すとおりであるが、救助の期間については、やむをえない特別の事情のあるときは、応急救助に必要な範囲内において厚生労働大臣の承認を得て延長することがある。

### 資料3-2-1 災害救助法による救助の程度、方法及び期間

## 第2節 避難所の開設・管理

地震による家屋の損壊、滅失によって避難を必要とする市民を臨時に収容する避難所を開設する。

《担当部・機関》

総務対策部総括班・総務対策部調査班・関係機関

### 第1 避難所の開設

避難収容が必要な場合は、速やかに避難所を開設する。

#### 1 避難所の開設基準

- (1) 震度6弱以上を観測し、多数の避難者が予測される場合は、あらかじめ選定した避難所48箇所全てを開設する。
- (2) 震度5強以下の場合は、避難状況に応じて開設する。

#### 2 避難収容の対象者

- (1) 災害によって現に被害を受けた者
  - ア 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
  - イ 現に災害を受けた者であること
- (2) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
  - ア 避難勧告・指示の出た場合
  - イ 避難勧告・指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- (3) その他避難が必要と認められる場合

#### 3 避難所の開設方法

施設管理者は、各避難所を開設する。ただし、施設管理者が開設困難な場合は、緊急防災要員が開設する。

- (1) 震度6弱以上を観測した場合  
施設管理者は、速やかに施設を点検のうえ、安全確認後開設する。
- (2) 震度5強以下を観測した場合  
施設管理者は、施設を点検のうえ開設の準備を行い、総務対策部調査班から開設指示があった場合は、避難所を開設する。

#### 4 臨時の避難所

避難所以外に臨時に避難者を収容する施設が必要な場合は、当該施設管理者の協力を得て臨時の避難所として開設する。なお、臨時の避難所を開設する場合は、総務対策部調査班から職員を派遣

して開設し、開設後は、避難所と同等に扱う。

- (1) 避難所の収容能力を越える避難者が生じた場合は、その他の公共宿泊施設、民間施設等の管理者に対し、臨時の避難所としての施設の提供を要請する。

また、その他の公共宿泊施設、民間施設等の管理者に対する要請が困難な場合は、知事に要請し、必要な施設の確保を図る。

- (2) 避難所以外の施設に避難者が集結した場合は、避難者に対して避難所に避難するよう指示するが、避難所にスペースがない場合は、当該施設管理者の同意を得たうえで、臨時の避難所として開設する。

## 5 関係機関への通知

総務対策部総括班は、直ちに避難所開設の状況を知事に報告する。

資料3-2-2 避難者名簿、資料3-2-3 避難所状況報告書、資料3-2-4 食糧依頼伝票

資料3-2-5 物資依頼伝票、資料3-2-6 物資受払簿

## 第2 避難所の管理・運営

総務対策部調査班は、施設管理者の協力を得て、避難所を運営・管理するが、自主防災組織等を中心とした避難所内の住民組織の自主的な活動によって、避難所の運営が行われるよう支援する。

### 1 管理責任者

避難所の管理責任者は、当該施設の管理者又は指名された者とする。

### 2 運営主体

自主防災組織等を中心とした住民組織が自主的な活動で運営する。

### 3 ボランティアの役割

ボランティアは、管理責任者及び避難者の代表と協議しながら、避難所運営を補助する。

### 4 避難所の管理

#### (1) 避難者の把握

管理責任者は、避難者カードを配布・回収し、避難者の実態を把握するとともに、これを基に避難者収容記録簿を作成する。

#### (2) 食料、生活必需品等の請求、受取、配布

管理責任者は、避難所全体で集約された、食料、生活必需品、その他物資の必要数を総務対策部調査班を通じて民生対策部市民班に報告し、調達を要請する。

また、到着した食料や物資を受け取った場合は、住民組織、一般ボランティア等の協力を得て配布する。

#### (3) 情報等の掲示

避難者の不安感の解消と避難所内の秩序の維持のため、応急対策の実施状況・予定等の情報、

避難者心得等を掲示する。

(4) 生活環境への配慮

管理責任者は、避難所生活の長期化に対応して、避難者のプライバシー保護、テレビ等の生活機器の確保、入浴支援の実施など生活環境の整備に努める。

(5) 相談窓口の設置

避難者の不安感等を解消するため、避難所内に相談窓口を設置する。

(6) 災害時要援護者への配慮

ア 管理責任者は、避難所を開設した場合、住民組織や一般ボランティア等の協力を得て、高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者を把握し、これらの者に対して健康状態等について聞き取り調査を行う。

イ 管理責任者は、調査の結果に基づき、これらの者が必要とする食料、生活必需品等の調達を総務対策部調査班を通じて民生対策部市民班に要請するほか、避難所内でも比較的落ち着いた場所を提供するなどの配慮を行う。

ウ スロープが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設スロープを設置する。

エ 福祉仕様のトイレが設置されていない施設の管理責任者は、必要に応じて仮設トイレの設置・増設などの対応策について民生対策部福祉班と協議する。

オ 必要に応じて老人福祉施設、病院等への入所、被災地域外への避難等が行えるよう民生対策部福祉班と協議する。

### 第3 避難者の移送

被災地域が広域にわたり、避難所が使用できない場合、もしくは避難所に収容しきれなくなった場合、または避難者の生命、身体を守るため他の地域に移送する必要がある、本市のみで対処できない場合には、知事に要請し府警察（柏原警察署）又は自衛隊の協力を得て、避難者を移送する。

この場合、管理者を定め、移送先へ派遣するとともに、移送にあたっては、引率者を移送車両に添乗させる。

### 第4 避難所の解消及び集約

施設の本来機能を回復するため、災害が落ち着き避難者が帰宅できる状態になった場合は、避難所を閉鎖する。なお、家屋の倒壊等によって、帰宅が困難な避難者がいる場合は、避難所の規模を縮小し存続させるなど必要な措置を講じる。

- 1 総務対策部総括班は、本部長から閉鎖及び縮小の指示があった場合は、その旨を避難者等に周知する。
- 2 管理責任者は、避難所を閉鎖した場合、その旨を総務対策部総括班に報告するとともに、施設管理者にも報告する。
- 3 避難所を閉鎖した場合は、その都度知事に報告する。

## 第3節 緊急物資の供給

家屋の損壊、焼失等によって、水、食料、生活必需品の確保が困難な市民に対し、必要な物資の供給に努める。

《担当部・機関》

総務対策部財務班・民生対策部市民班・民生対策部福祉班  
・上下水道対策部水道庶務班・上下水道対策部給水班

### 第1 給水活動

飲料水の確保が困難な市民に対し、最小限度必要な量の飲料水を供給するよう努める。

#### 1 情報の収集

上下水道対策部水道庶務班は、地震発生後、なるべく早期に次の情報を集約・整理して被害の範囲・規模を把握する。

- (1) 浄水場、配水池等の状況を確認し、貯水量の把握を行う。
- (2) 大阪府水道震災対策中央本部及びブロック本部と連絡をとり、被害状況と供給量の確認を行う。  
なお、大阪府水道震災対策中央本部は、大阪府で震度5弱以上を観測した場合に設置される。
- (3) 各給水区域の断水状況の収集・把握を行う。

#### 2 給水の実施

上下水道対策部給水班は、把握した情報に基づき応急給水計画を作成し、応急給水を実施する。

##### (1) 目標量

被災者1人あたり1日3リットルを目標として供給し、応急復旧の進捗にあわせ順次供給量を増加する。

##### (2) 給水方法

###### ア 給水拠点における給水

浄水場、配水池を給水拠点として、給水を実施する。

###### イ 給水車による給水

避難所、病院、学校等で水槽又は容器を備えてある場所については、給水車による給水を実施する。

また、浄水場、配水池が被災した場合は、給水車を給水拠点として給水を実施する。

###### ウ トラックによる給水

避難所、病院、診療所、産院等で水槽又は容器を備えていない場所、小規模の避難所等については、ポリエチレン容器等による給水を実施する。

###### エ 応急仮設配管による給水

関連業者等の協力を得て、応急仮設配管の敷設、共用栓の設置を行い、給水を実施する。

オ パック水・缶詰水の配布

カ 給水用資機材の調達

必要により給水用資機材を調達する。

(3) 応急給水実施の優先順位

病院等の緊急に水を要する施設や、高齢者、障害者等の施設には優先的に給水車を配備し、臨時給水栓をそれらの近くに設置する。

(4) 家庭用水の供給

府の指示に基づき速やかに家庭用水の供給を実施する。

(5) 飲料水の水質検査及び消毒

給水にあたっては、水質管理はもとより、使用する器具等すべて衛生的に処理する。

3 広報

上下水道対策部水道庶務班は、市民の不安を和らげるため、情報提供を積極的かつきめ細かく行う。

(1) 手段

ア 広報車

イ 広報誌

ウ 報道機関(テレビ、新聞、ラジオ等)

エ 自治会

オ インターネット(市ホームページ)

(2) 広報内容

ア 給水時間及び給水場所

イ 断水の解消見込み

ウ 水使用上の注意点

エ その他必要な情報

4 応援要請

市単独で十分な給水活動を実施することが困難な場合は、上下水道対策部給水班から大阪府水道震災対策中央本部またはブロック本部、他の市町村等に応援を要請し、総務対策部総括班に報告する。

## 第2 食料の供給

避難者、被災者等に対する食料を確保し、炊き出しその他によって応急供給を実施するよう努める。

1 食料供給の対象者

(1) 避難所に収容された者

(2) 被災によって調理ができない者

(3) 旅行者、市内通過者等で他に食料を得る手段のない者

## 2 必要量の把握

総務対策部財務班は、食料供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

## 3 食料の確保

総務対策部財務班は、供給計画に基づき、備蓄食料や調達によって確保する。

### (1) 備蓄食料

市が保有する災害用備蓄物資は、資料編のとおりである。

## 資料3-2-7 防災備蓄品一覧表

### (2) 調達食料

協定業者等から調達するとともに流通状況に応じ、その他の業者からも調達する。

また、市において食料の調達が困難な場合は、総務対策部総括班を通じて府、他の市町村等に応援を要請する。なお、他の市町村、近畿農政局（大阪農政事務所）に応援要請した場合は、府に報告する。

## 4 供給方法

民生対策部市民班は、避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないように迅速に食料を供給する。なお、供給にあたっては供給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。

## 5 炊き出しの実施

民生対策部市民班は、必要に応じて炊き出しを実施する。

### (1) 炊き出しの方法

ア 炊き出しは、避難所内の住民組織、地域各種団体、自衛隊等の協力を得て実施する。

イ 炊き出しの実施については、避難状況、ライフライン復旧状況及び協力体制の整備状況を勘案して決定する。

ウ 他団体等からの炊き出しの申し出については、調整のうえ受入れる。

### (2) 炊き出しの場所

炊き出しは、避難所など適当な場所において実施する。なお調理施設がない、又は利用できない場所においては、応急的な調理施設及び資機材の確保に努める。

## 第3 生活必需品の供給

被災者に対し寝具、被服等の生活必需品を迅速かつ的確に供給するよう努める。

### 1 生活必需品供給の対象者

住家に被害を受け、生活必需品を失い、必要最小限の日常生活を営むことが困難な者

## 2 供給する生活必需品の内容

被災者の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において現物供給する。

- (1) 被服、寝具及び身のまわり品
- (2) タオル、石鹸等の日用品
- (3) ほ乳瓶
- (4) 衛生用品
- (5) 炊事道具、食器類
- (6) 光熱用品
- (7) 医薬品等
- (8) 要援護高齢者・障害者等用介護機器、補装具、日常生活用具等

## 3 必要量の把握

総務対策部財務班は、生活必需品供給の対象者数から必要な数量を把握するとともに、避難所ごとの必要量も算定し、供給計画を作成する。

## 4 生活必需品の確保

総務対策部財務班は、供給計画に基づき、備蓄品や調達によって確保する。

### (1) 備蓄品

市が保有する災害用備蓄物資は、資料編のとおりである。

## 資料3-2-7 防災備蓄品一覧表

### (2) 調達品

協定業者等から調達するとともに流通状況に応じ、その他の卸売業者、小売販売業者からも調達する。

また、市において生活必需品の調達が困難な場合は、総務対策部総括班を通じて府、他の市町村等に応援を要請する。なお、他の市町村、日本赤十字社大阪府支部に応援要請した場合は、府に報告する。

## 5 供給方法

民生対策部福祉班は、避難所内住民組織、地域各種団体、一般ボランティア等の協力を得て、被災者に不安を抱かせないように迅速に生活必需品を供給する。なお、供給にあたっては供給品目、数量等を明らかにし、被災者間に不公平が生じることのないよう適切に実施する。

## 第4節 保健衛生活動

感染症、食中毒の予防及び被災者の心身両面での健康維持のため、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、健康状態を十分把握し、必要な措置を講じる。

《担当部・機関》

民生対策部保健班・民生対策部環境班・医療対策部医療班・関係機関

### 第1 防疫活動

民生対策部環境班は、民生対策部保健班等との密接な連絡体制のもと、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という）及び災害防疫実施要綱（昭和40年厚生省公衆衛生局長通知）に基づき、府と緊密な連携をとりつつ、患者等の人権に配慮しながら、防疫活動を実施する。

#### 1 消毒措置の実施（感染症法第27条）

府の指導、指示により、家屋、便所、その他必要な場所の消毒を実施する。

#### 2 ねずみ族、昆虫等の駆除（感染症法第28条）

府の指導、指示に基づき速やかにねずみ族、昆虫等の駆除を実施する。

#### 3 臨時予防接種（予防接種法第6条）

府の指示により、医療対策部医療班は、臨時に予防接種を実施する。

#### 4 防疫調査・健康診断

府は、災害発生後、速やかに感染症の発生状況及び動向に関する調査を行い、一類感染症、二類感染症及び三類感染症のまん延を防止するため必要と認めたときは、健康診断の勧告等を行う。市は、八尾保健所、柏原市医師会等の協力を得て、被災地・避難所での防疫調査・健康診断を実施する。

府は、一類感染症及び二類感染症患者発生時は、感染症指定医療機関と連携し、必要病床数を確保するとともに、患者移送車の確保を行い、入院の必要がある感染症患者について入院の勧告等を行う。市は、この実施に際して協力する。

#### 5 避難所等の防疫指導

府の指示、指導のもとに、避難所等における防疫活動を実施し、施設の管理者を通じて、うがい・手洗いの励行等の徹底を期す。

なお、避難所に消毒薬等を常備するよう努める。

## 6 衛生教育及び広報活動

府の指示、指導に基づき感染症の予防のため、住民に対して適切な衛生教育及び広報活動を実施する。

## 7 薬品の調達、確保

市は、防疫に必要な薬品を調達、確保する。

## 8 その他

感染症法により、府の指示を受け必要な措置を行う。

## 9 応援要請

市単独で防疫活動を実施することが困難な場合は、総務対策部総括班を通じ府に協力を要請する。

## 10 報 告

八尾保健所を経由して府に被害状況、防疫活動状況、災害防疫所要見込額を報告する。

## 11 災害防疫完了後の措置

災害防疫活動を終了した場合は、速やかに災害防疫完了報告書を作成し、総務対策部総括班及び八尾保健所を経て府に提出する。

一類感染症：ペスト、エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグ病、ラッサ熱、痘そう、南米出血熱

二類感染症：ジフテリア、急性灰白髄炎、結核、重症急性呼吸器症候群（病原体がコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。）

三類感染症：コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス

## 第2 食品衛生管理

民生対策部保健班は、食中毒の防止及び食中毒発生時における被害の拡大防止のため、衛生上の徹底を推進するなど、八尾保健所が実施する活動に協力する。

### 1 食中毒の防止

八尾保健所は、食中毒の防止に万全を期する。

- (1) 物資集積拠点において、食品衛生監視員による衛生状態監視、指導に努める。
- (2) 避難所その他の臨時給食施設において、食品衛生監視員による食品の取り扱い状況、容器の消毒等についての調査、指導に努める。
- (3) 被災した食品関係営業施設の実態を調査し、衛生上問題がある場合は、改善を指導する。
- (4) 食品製造、運送、販売業者の食品取扱い及び施設の衛生監視
- (5) 飲料水の衛生監視、検査
- (6) その他食品に起因する危害発生の排除

## 2 食中毒発生時の対応方法

民生対策部保健班は、食中毒患者が発生した場合、府が行う食品衛生監視員による所要の検査等に協力し、原因究明及び被害の拡大防止に努める。

## 第3 被災者の健康維持活動

民生対策部保健班は、府と協力して、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

### 1 健康相談等

八尾保健所と連携して震災時における健康相談や訪問指導等の健康対策を実施する。

#### (1) 巡回健康相談等

被災家庭の生活環境の整備や被災者の健康管理を行うため、避難所、社会福祉施設、応急仮設住宅などを巡回し、保健師等による健康相談及び訪問指導、健康教育等を実施する。

また、必要に応じて柏原市医師会及び柏原歯科医師会の協力のもと、健康診断及び歯科検診を実施する。

#### (2) 巡回栄養相談

被災者の栄養状態を把握し早期に改善を図るため、栄養士会などの協力を得て、避難所や応急仮設住宅、給食施設等を巡回する栄養相談を実施する。

#### (3) 要援護高齢者、障害者等への指導

経過観察中の在宅療養者や要援護高齢者、障害者等の栄養状態の把握に努め、適切な指導を行う。また、高度医療を要する在宅療養者を把握し、適切な指導を行う。

### 2 心の健康相談等

(1) 災害による心的外傷後ストレス障害(P T S D)、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

(2) 環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断状況を踏まえて、臨機に精神科救護所を設置する。

## 第4 動物保護等の実施

市・府及び関係機関は、相互に連携し、被災動物の保護及び動物による人等への危害防止を実施する。

### 1 被災地域における動物の保護・収容

飼い主のわからない負傷動物や逸走状態の動物の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、府は市、府獣医師会等関係団体をはじめ、ボランティア等と協力し、動物の保護・収容等を行う。

## 2 避難所における動物の適正な飼育

府は避難所を設置する市と協力して、飼主とともに避難した動物の飼養について、適正飼育の指導を行うとともに、動物伝染病予防上必要な措置を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- (1) 府は各地域の被害状況、避難所での動物飼養状況の把握及び資材の調達確保、獣医師の派遣等について、市との連絡調整及び支援を行う。
- (2) 避難所から動物保護施設への動物の受入れ等の調整
- (3) 他府縣市との連絡調整及び応援要請を行う。

## 3 動物による人等への危害防止

危険な動物が市街地周辺で徘徊し、人畜及びその財産に危害が及ぶおそれがあるときに府、警察、市等の関係者が連携し、人の生命、財産等への侵害を未然に防止する。

## 第5節 福祉活動

被災した要援護高齢者、障害者等に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した支援活動に努める。

《担当部・機関》

民生対策部福祉班
----------

### 第1 要援護高齢者、障害者等の被災状況の把握

民生対策部福祉班は、要援護高齢者、障害者等の安否確認並びに被災状況及び被災した要援護高齢者、障害者等の福祉ニーズの把握に努める。

#### 1 要援護高齢者、障害者等の安否確認及び被災状況の把握

(1) 民生委員、児童委員、地域住民、柏原市社会福祉協議会、一般ボランティア等の協力を得て、速やかに在宅要援護高齢者、障害者等の安否確認を行うとともに、被災状況の把握に努める。

なお、災害時要援護者支援プラン作成後は、これに即した対応とする。

また、保護者を失う等の要保護園児・児童の早期発見、保護に努める。

(2) 社会福祉施設の施設設備、職員、入所者及び福祉関係職員等の被災状況の迅速な把握に努める。

#### 2 福祉ニーズの把握

被災した要援護高齢者、障害者等に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスが組織的・継続的に提供できるよう、避難所に相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

### 第2 社会福祉施設の被災対策

社会福祉施設が被災した場合は、民生対策部福祉班は、施設入居者の親族等に連絡を取り、入居者の一時帰宅を要請するとともに、他の社会福祉施設への緊急入所を検討する。また、市内の社会福祉施設での緊急入所に対応できない場合は、府を通じて他市町村、他府県等の施設への緊急入所を要請する。

### 第3 被災した要援護高齢者、障害者等への支援活動

民生対策部福祉班は、被災した要援護高齢者、障害者等に対し、在宅福祉サービスの継続的提供、情報提供等の支援活動に努める。

#### 1 在宅福祉サービスの継続的提供

- (1) 被災した要援護高齢者、障害者等に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。
- (2) 被災した園児・児童やその家族の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

#### 2 要援護高齢者、障害者等の施設への緊急入所等

被災により、居宅、避難所等では生活ができない要援護高齢者、障害者等については、本人の意思を尊重したうえで、福祉避難所（二次的な避難施設）への移送及び社会福祉施設への緊急一時入所の措置を迅速かつ確に実施する。社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送れるよう支援を行う。

#### 3 情報提供

関係団体やボランティア等の協力を得て、要援護高齢者、障害者等に対する居宅及び避難所、応急仮設住宅等における福祉サービスの情報提供を行う。

#### 4 広域支援体制の確立

総務対策部総括班は、要援護高齢者、障害者等に対する被災状況等の情報を府に連絡する。

府は、必要に応じて、国や近隣府県、関係団体等からの広域的な人的・物的支援を得ながら、市に介護職員等の福祉関係職員の派遣や要援護者の他の地域の社会福祉施設への入所が迅速に行えるよう、広域調整を行うとともに、支援体制を確立する。

### 第4 被災した外国人への支援活動

#### 1 情報の提供

- (1) 被災した外国人に対し、被害の状況、避難勧告・指示等の避難情報、医療救護情報、食料、飲料水、生活必需品等の供給情報等の提供に努める。
- (2) 情報提供の手段として、広報誌・掲示板等における外国語による情報提供、放送局との連携による外国語放送等に努める。

#### 2 支援サービス

市庁舎内に外国人に対する相談窓口を設置するとともに、避難所等において、ボランティアの協力を得て通訳支援等を行う。

## 第6節 社会秩序の維持

流言飛語の防止に努めるなど、被災地域における社会秩序の維持を図るとともに、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

《担当部・機関》

総務対策部広報班・民生対策部産業班・関係機関

### 第1 住民への呼びかけ

各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

### 第2 警備活動

府警察（柏原警察署）は、公共の安全と秩序を維持するため、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。

- 1 府警察（柏原警察署）は、被災地域を中心として公共の安全と秩序を維持するため、関係機関との密接な連絡協力のもと、犯罪防止対策を重点とした警備活動を実施する。
- 2 自治会や自主防災組織は、地域の安全を維持するため、自ら防犯パトロールに努める。

### 第3 物価の安定及び物資の安定供給

民生対策部産業班は、物価などの消費者情報の把握に努めるとともに、府と協力して被災者の経済的生活の安定と、経済の復興を推進する。

#### 1 物価の把握

##### （1）物価把握

市民から寄せられる電話等によって物価の実態に関する情報収集に努める。

##### （2）府への要請

総務対策部総括班を通じ府に対して、小売業者に対する適正な物資等の供給・流通、便乗値上げ等の事実確認、是正指導等の実施を要請する。

## 2 消費者情報の提供

総務対策部広報班と協力して、消費者の立場を守るとともに、心理的パニックを防止するため生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報の提供に努める。

## 3 生活必需品等の確保

生活必需品等の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、府、事業者等と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

## 第7節 ライフラインの確保

ライフラインに関わる事業者は、地震によって途絶したライフライン施設について速やかに応急復旧を進めるとともに、応急供給、サービス提供を実施する。

《担当部・機関》

総務対策部総括班・総務対策部調査班・総務対策部広報班・上下水道対策部水道庶務班  
・上下水道対策部給水班・上下水道対策部下水道班・関係機関

### 第1 上水道施設（市、府）

上水道施設に被害が生じた場合は、応急給水に努めるとともに、ライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

#### 1 応急給水及び復旧

- (1) 上下水道対策部水道庶務班は、飲料水の確保・応急復旧及び情報連絡に必要な人材、資機材等を確保する。
- (2) 上下水道対策部給水班は、給水車、トラック等によって、応急給水を行うとともに、速やかな応急復旧に努める。
- (3) 上下水道対策部給水班は、被災状況、復旧の難易度を勘案しながら、医療機関、社会福祉施設等の給水重要施設へ優先的な応急給水、復旧を行う。
- (4) 上下水道対策部給水班は、被災状況等によっては、協定や要請に基づき、他の水道及び関連業者に応援を要請する。

#### 2 広報

上下水道対策部水道庶務班は、総務対策部広報班を通じて、被害状況、給水状況、復旧状況及び今後の見通しを関係機関、報道機関等に伝達し、広報する。

### 第2 下水道施設（市、府）

下水道施設に被害が生じた場合は、ライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

#### 1 応急復旧

上下水道対策部下水道班は、応急復旧を実施する。

- (1) 応急復旧に必要な人材、資機材等を確保する。
- (2) 被災状況、復旧の難易度を勘案して必要度の高いものから復旧を行う。
- (3) 被災状況等によっては、協定や要請に基づき、他の下水道管理者に応援を要請する。

## 2 広報

上下水道対策部下水道班は、総務対策部広報班を通じて、生活水の節水に努めるよう広報するとともに、被害状況、復旧状況及び今後の見通しを関係機関、報道機関等に伝達し、広報する。

## 第3 電力供給施設（関西電力株式会社）

電力供給施設に被害が生じた場合は、応急供給に努めるとともに、ライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

### 1 応急供給及び復旧

- (1) 被害状況によっては、他の電力事業者との協定に基づき、電力の供給を受ける。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、発電機車両等によって応急送電を行う。
- (3) 単独復旧が困難な場合は、協定に基づき他の電力事業者に応援を要請する。
- (4) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (5) 再供給に際しては、十分な点検を行い、二次災害の防止に努める。

### 2 広報

- (1) 二次災害を防止するため、電気施設及び電気機器の使用上の注意について、広報活動を行う。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

#### 関西電力株式会社の連絡先

名称	連絡窓口	所在地	電話番号
羽曳野営業所	庶務課	羽曳野市軽里1-127	072-956-3381

## 第4 ガス供給施設（大阪ガス株式会社）

ガス供給施設に被害が生じた場合は、応急供給に努めるとともに、ライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

### 1 応急供給及び復旧

- (1) 被害状況、復旧の難易度を勘案して、必要度の高いものから復旧を行う。
- (2) 緊急を要する重要施設を中心に、代替燃料・機器等を貸し出す。
- (3) 単独復旧が困難な場合、協定に基づき他のガス事業者に応援を要請する。
- (4) 被害箇所の修繕を行い、安全を確認したうえで、ガスの供給を再開する。

### 2 広報

- (1) 二次災害を防止するため、ガス漏洩時の注意事項についての情報を広報する。
- (2) 被害状況、供給状況、復旧状況と今後の見通しを関係機関、報道機関に伝達し、広報する。

大阪ガス株式会社の連絡先

名 称	連絡窓口	所 在 地	電話番号
導管事業部 北東部導管部	緊急保安チーム	東大阪市稲葉2-3-17	072-966-5356

第5 電気通信施設（西日本電信電話株式会社）

電気通信施設に被害が生じた場合、通信の確保に努めるとともに、ライフライン施設としての機能の維持・回復を図るため、速やかに応急復旧を実施する。

1 通信の確保及び応急復旧

- (1) 災害救助法が適用された場合等には、避難地・避難所に、被災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。
- (2) 被災した電気通信設備等の応急復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。
- (3) 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。
- (4) 復旧にあたっては、行政機関、他の事業者と連携し、早期復旧に努める。

2 広報

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧においては、通信の疎通及び利用制限の措置状況並びに被災した電気通信設備等の応急復旧の状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

西日本電信電話株式会社の連絡先

名 称	連絡窓口	所在地	電話番号
大阪東支店	設備部災害対策室	大阪市天王寺区清水谷町2-37	06-6766-5820

## 第8節 交通の機能確保

鉄道及び道路施設の管理者は、都市機能を確保するため、速やかに交通機能の維持・回復に努める。

《担当部・機関》

土木水防対策部土木水防班・関係機関

### 第1 障害物の除去

鉄道及び道路管理者は、交通の支障となる障害物を除去し、除去した障害物については、各管理者が責任をもって処理する。

### 第2 各施設管理者における復旧

#### 1 鉄道施設（西日本旅客鉄道株式会社、近畿日本鉄道株式会社）

各鉄道施設管理者は、被災した鉄道施設について、鉄道機能の維持・回復を図るため、優先順位の高い施設から応急復旧を行う。

- (1) 線路、保安施設、通信施設など列車運行上重要な施設を優先して応急復旧を行うとともに、被災状況、緊急度、復旧の難易度などを考慮して、段階的な応急復旧を行う。
- (2) 被害状況によっては、他の鉄軌道管理者からの応援を受ける。
- (3) 運行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報する。

#### 2 道路施設（市、府、近畿地方整備局、西日本高速道路株式会社）

土木水防対策部土木水防班及びその他の道路管理者は、被災した道路施設について、道路機能の維持・回復を図るため、優先順位の高い道路から応急復旧を行う。

- (1) 被災状況、緊急性、復旧の難易度などを考慮し、市においては、応急復旧を行うとともに、順次その他の道路の応急復旧を行う。なお、橋梁、トンネルなど復旧に時間を要する箇所を含む道路は、代替道路の確保に努める。自動車専用道路は、速やかに復旧させるよう部分開通するための段階的な応急復旧を行う。
- (2) 被害状況によっては、他の道路管理者からの応援を受ける。
- (3) 通行状況、復旧状況、今後の見通しを関係機関に連絡するとともに、報道機関等を通じて広報する。

## 第9節 農林関係応急対策

地震が発生した場合、農林関係の被害拡大を防止するため、農林業に関する応急対策を実施する。

《担当部・機関》

民生対策部産業班・関係機関

### 第1 農業用施設

民生対策部産業班、土地改良区等は、農業用施設の被害の状況を早期に調査し、応急復旧を図る。

- 1 民生対策部産業班は、農業用施設の被害状況の早期把握に努めるとともに、被災施設や危険箇所に対する調査を速やかに実施し、必要に応じ、応急措置を講じる。
- 2 築留土地改良区、青地井手口土地改良区は、管理施設（ため池、農道、水路等）が被災した場合、関係機関に連絡し、その協力を得て、応急措置を講じる。

### 第2 農作物

#### 1 災害対策技術の指導

民生対策部産業班は、府及び大阪中河内農業協同組合との協力のもと、被害を最小限に食い止めるため、農家に対し、災害対策技術の指導を行うものとし、必要に応じ、大阪府食とみどりの総合技術センター等試験研究機関に指導、援助を要請する。地割れなどにより農地、施設及び農作物に被害が生じた時は、培土、間断灌漑、倒伏果樹の引き起こしなど応急措置の技術指導を行う。

#### 2 種子もみ及び園芸種子の確保あっせん

民生対策部産業班は、必要に応じて、府に対し、災害対策用種子もみ及び園芸種子のあっせんを依頼し、その確保を図る。

#### 3 病害虫の防除

民生対策部産業班は、府、大阪府中部農と緑の総合事務所、大阪府病害虫防除所、その他関係機関と協力して、被災した農作物の各種病害虫の防除指導を行う。

### 第3 畜産

民生対策部産業班は、大阪府北部家畜保健衛生所との協力のもと、家畜管理についての技術指導を行うなど家畜伝染病の予防とまん延の防止に留意し、家畜被害の未然防止に努める。

- 1 伝染病の発生等については、速やかに府に連絡し、府の防疫計画に基づき必要な伝染病防疫対策を実施する。

- 2 一般の疾病の対策については、獣医師と協力し、治療に万全を期すものとする。
- 3 伝染病発生畜舎等の消毒については、府の指定によって実施する。  
なお、一般疾病薬品等については、府にあっせんを要請する。
- 4 飼料対策については、災害地域内の被害状況及び家畜数に応じ、府に依頼して政府保管の飼料の払い下げを受け、売り渡しを行う。

#### 第4 林産物

民生対策部産業班は、府、森林組合との協力のもと、倒木に対する措置等の技術指導を行うなど林産物の被害の軽減に努める。

## 第10節 建築物・住宅応急対策

被災者の住宅を確保するため、府と協力して速やかに被災住宅の応急修理及び応急仮設住宅の建設など必要な措置を講じるとともに、公営住宅等の空き家への一時入居措置などに努める。応急仮設住宅等への入居の際は、高齢者、障害者を優先する。

《担当部・機関》

総務対策部財務班・総務対策部調査班・民生対策部市民班・民生対策部環境班  
・土木水防対策部土木水防班・土木水防対策部都市計画班

### 第1 住家等被災判定の実施

全壊や全焼といった住家等被害の状況は、災害救助法の適用の根拠となり、被災証明書の交付や各種の被災者援護対策の基礎となるため、適正な判定を実施する。

#### 1 判定会議

##### (1) 役割

総務対策部調査班は、土木水防対策部都市計画班の協力を得て判定会議を招集し、判定会議において調査要員の動員体制及び調査方法並びに判定の方針を定める。

##### (2) 構成員

総務対策部調査班、土木水防対策部都市計画班のうち指名された者

#### 2 現地調査の実施

##### (1) 第一次調査

市内全域を対象として、外観目視によって調査・判定する。

##### (2) 第二次調査

第一次調査の結果に不服のあった住家等及び第一次調査が物理的に不可能であった住家等について、再調査を実施する。

#### 3 調査方法

(1) 第一次調査の段階から、あらかじめ市民に調査を行う旨(地区、日程)の広報を実施し、可能な限り立入調査を実施することによって、判定に正確を期する。

(2) 第二次調査時は、必要に応じ居住者又は所有者等の立会いのうえで立入調査を実施する。

### 第2 住居障害物の除去

災害救助法第2条に規定する区域において、がけ崩れ、浸水等により、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合は、障害物の除去を行う。

#### 1 実施責任者

災害救助法が適用された場合における住居障害物の除去は、知事が実施し、市長はこれに協力する。ただし、知事から委任された場合は、市長がこれを実施する。

#### 2 除去の対象者

がけ崩れ、浸水等によって、居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため生活に支障をきたしている場合で、自らの資力をもってしては除去できない者

#### 3 除去作業

土木水防対策部土木水防班は、協定業者等の協力のもと除去作業を実施する。

#### 4 除去の範囲

除去作業は緊急的な応急措置の実施上、必要最低限度にとどめ、事後の復旧活動に支障をきたさない範囲とする。

#### 5 応援要請

協定業者等の資機材及び人材が調達・あっせんできない場合は、総務対策部総括班を通じ府へ応援を要請する。

### 第3 被災住宅の応急修理

災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が半壊、半焼又は床上浸水し、当面の日常生活が営めない者の住宅の居室、炊事場、便所等、必要最小限度の部分について応急修理を行う。

#### 1 実施責任者

災害救助法が適用された場合における被災住宅の応急修理は、知事が実施し、市長はこれに協力する。ただし、知事から委任された場合は、市長がこれを実施する。

#### 2 応急修理の対象者

住家が半壊、半焼し、自らの資力をもってしては応急修理ができない者

#### 3 修理作業

土木水防対策部都市計画班は、府のあっせんする建設業者が実施する修理作業に協力する。

#### 4 修理の範囲

居室、炊事場、便所等生活上欠くことのできない部分のみを対象とする。

#### 5 修理期間

災害救助法適用による被災住宅の応急修理期間は、原則として災害発生の日から1か月以内とする。

## 第4 応急仮設住宅の供与

災害救助法第2条に規定する区域において、住宅が全壊、全焼又は流失し、住宅を確保することができない者に対し、応急仮設住宅を建設し、供与する。

### 1 実施責任者

災害救助法が適用された場合における応急仮設住宅の供与は、知事が実施し、市長はこれに協力する。ただし、知事から委任された場合は、市長がこれを実施する。

### 2 入居対象者

住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住宅を確保できない者

### 3 応急仮設住宅建設用地

土木水防対策部都市計画班は、総務対策部財務班と調整のうえ、あらかじめ定めた応急仮設住宅建設予定地の中から、建設用地を選定する。

### 4 着工時期

災害発生より20日以内とする。

### 5 供与期間

災害救助法適用による応急仮設住宅の供与期間は、原則として完成の日から2年以内とする。

### 6 応急仮設住宅の管理

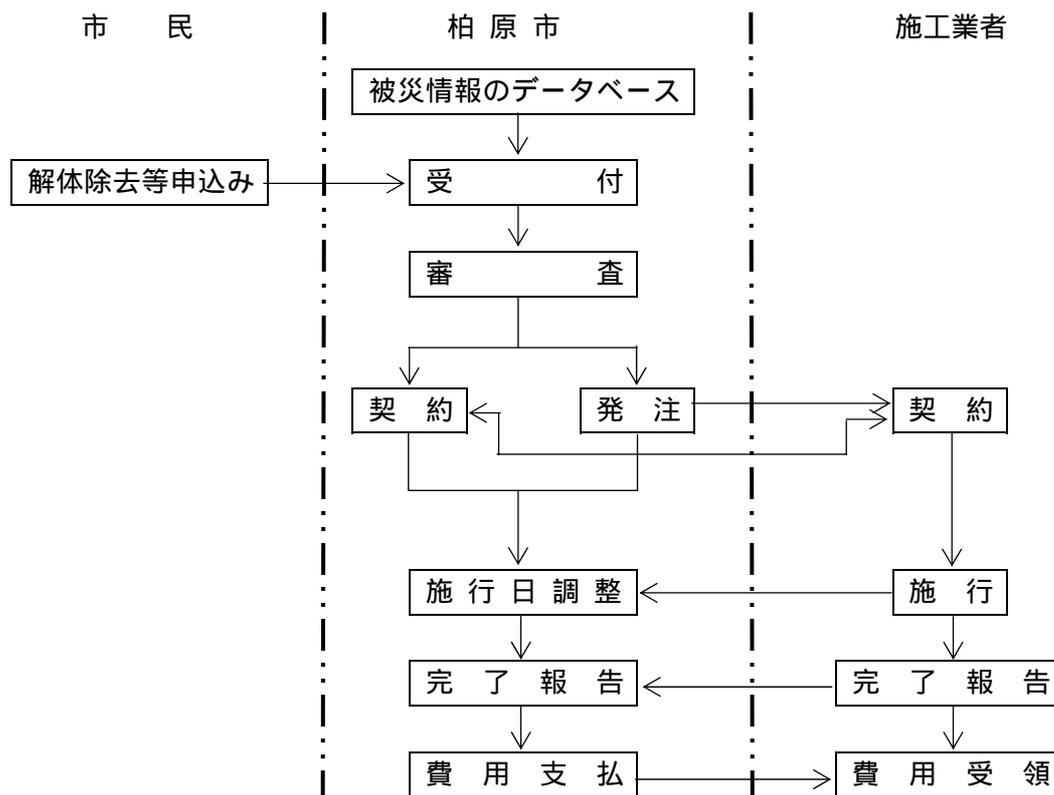
土木水防対策部都市計画班は、府から要請があった場合、応急仮設住宅の管理を実施する。

### 7 その他

- (1) 府と協力し、集会施設等生活環境の整備を促進する。
- (2) 高齢者、障害者に配慮した応急仮設住宅を建設するよう努める。

## 第5 被災家屋の解体

国が被災家屋の解体に関して特別の措置を講じた場合で、市に解体・除去等を委任された場合は、土木水防対策部土木水防班は、次のように実施する。



## 第6 公営住宅等への一時入居

土木水防対策部都市計画班は、応急仮設住宅への移転までの一時的な収容施設として、公営住宅・公的住宅等の管理者に対し、公営住宅等の一時使用を要請する。

## 第7 市が管理する施設の応急対策

災害応急対策の円滑な実施を図るため、市が管理する施設の点検及び調査を迅速かつ的確に行い、必要に応じて応急対策を実施する。

### 1 点検及び調査

土木水防対策部都市計画班は、市管理施設のうち防災関連業務に必要な施設の点検及び調査を迅速かつ的確に実施する。

### 2 応急対策

土木水防対策部都市計画班は、点検及び調査に基づき、必要に応じて応急対策を実施する。

#### (1) 応急措置が可能なもの

ア 危険箇所があれば緊急に保安措置を講じる。

イ 機能確保のため、必要限度内の復旧措置を講じる。

ウ 電気・ガス・通信等の応急措置及び補修が必要な場合は、総務対策部総括班を通じて、関係

機関と連絡をとり、実施する。

(2) 応急措置の不可能なもの

ア 二次災害防止措置を重点的に講じる。

イ 防災関連業務に必要な建物で、機能確保のため必要がある場合は、仮設建築物の手配を行う。

## 第8 住宅に関する相談窓口の設置等

民生対策部市民班は、応急仮設住宅、空き家、融資など住宅に関する相談及び情報提供のため、住宅相談窓口を設置する。

また、民間賃貸住宅への被災者の円滑な入居を確保するため、家賃状況の把握、空き家状況の把握に努めるとともに、府と協同で貸主団体及び不動産業関係団体への協力要請等適切な措置を講じる。

## 第11節 応急教育等

学校教育等を継続して実施するため、教育施設、教材等を早期に確保し、応急教育の措置をとる。

《担当部・機関》

文教対策部庶務班・文教対策部学校教育班・文教対策部社会教育班・民生対策部福祉班

### 第1 校園の応急対策

文教対策部社会教育班は、速やかに平常の教育活動が実施できるよう、施設管理者の協力のもと教育施設の施設設備について、必要限度の応急復旧を実施するとともに、代替校園舎を確保するなど必要な措置を講じる。

- 1 応急修理で使用できる場合は、速やかに修理のうえ使用する。
- 2 被害が甚大で応急修理では使用できない場合は、隣接の校園又は公民館、寺院その他適当な公共施設を利用する。
- 3 校園舎の一部が使用できない場合は、特別教室、体育館等を利用する。なお授業又は施設利用に支障がある場合は、仮間仕切り、仮設トイレ等を設置する。
- 4 校園が避難所等に利用され、校園舎の全部又は大部分が長期間使用不可能と想定される場合には、他の公共施設等の避難所への転用も含め関係機関と調整する。

### 第2 応急教育の実施

文教対策部学校教育班は、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況等に応じて応急教育を実施する。

- 1 応急教育の区分
  - (1) 学校園長は、災害により通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員、園児・児童・生徒及びその家族の被災程度や所在地を確認するとともに交通機関、道路の復旧状況その他を勘案し、府教育委員会若しくは市教育委員会と協議し、応急教育実施のための措置を講ずる。
    - ア 校園舎が避難所として利用されている場合の市との協議
    - イ 校区外に避難した園児・児童・生徒への授業実施状況・予定等の連絡
  - (2) 災害によって施設が損傷、若しくは避難所として使用され、通常の授業が実施できない場合は、施設の応急復旧の状況、教員・園児・児童・生徒及びその家族の、り災程度、避難者の収容状況、交通機関、道路の復旧状況その他を勘案して、次の区分にしたがって応急教育を実施する。
    - ア 臨時休校

- イ 短縮授業
- ウ 二部授業
- エ 分散授業
- オ 複式授業
- カ 上記の併用授業

## 2 授業時数の確保

休校、二部授業その他のために授業時数の不足が考えられるので、できるだけ速やかに平常授業を再開するなど授業時数の確保に努める。

## 3 教員の確保

教員の被災等によって教員が不足し、通常の授業が実施できない場合は、次の方法をもって教員の確保を図り、応急教育を実施する。

- (1) 各学校園で、教員の出勤状況に応じて一時的な応急教育体制を組織・編成する。
- (2) 学校内で応急教育体制を組織・編成できない場合は、文教対策部学校教育班において必要な措置をとる。
- (3) 文教対策部学校教育班は府教育委員会と協議し必要な措置をとる。

## 4 危険防止

被害状況に応じ危険場所が予測される場合は、危険防止に関する指導の徹底を図る。

## 5 転校措置

園児・児童・生徒の転校園手続き等の弾力的運用を図る。

# 第3 学校給食の措置

藤井寺市柏原市学校給食組合は、給食施設、設備、物資等に被害があった場合は、速やかに文教対策部学校教育班に報告し協議のうえ、給食実施の可否について決定するものとするが、この場合、次の事項に留意する。なお、文教対策部学校教育班は、関係機関と協議のうえ、学校給食用物資の供給対策を速やかに講じるものとする。

- 1 被害があってもできるかぎり継続実施に努めること。
- 2 給食施設が被害によって実施困難な場合は、応急措置を施し、速やかに実施するよう努めること。
- 3 被災地域においては、感染症発生のおそれが多いので、衛生については特に注意のうえ実施すること。

# 第4 就学援助等

被災によって就学が困難となり、又は学資の支弁が困難となった児童・生徒に対し援助するとともに

に、就学上支障のある児童・生徒に対しては、学用品を支給する。

#### 1 就学援助等に関する措置

文教対策部学校教育班は、被災によって就学が困難となり、又は学資の支弁が困難となった市立学校の児童・生徒に対し、就学援助費の支給について、必要な措置を講じる。

#### 2 学用品の支給

文教対策部庶務班は、災害救助法に基づき、就学上支障のある小学校児童・中学校生徒に対して教科書、教材、文房具及び通学用品を支給する。

### 第5 園児・児童・生徒の健康管理等

文教対策部学校教育班及び民生対策部福祉班は、被災した園児・児童・生徒の身体と心の健康管理を図るため、府教育委員会、八尾保健所等と連携して臨時の健康診断、教職員によるカウンセリング、電話相談等を実施する。

### 第6 文化財対策

文教対策部社会教育班は、文化財保護条例等で指定されている文化財（以下「文化財」という。）の所有者又は管理責任者との協力のもと、被災状況を調査し、その結果を府教育委員会に報告する。

また、府教育委員会からの指示に基づき、被災文化財の被害拡大を防止するため、所有者又は管理責任者に対し、応急措置を講じるよう指導・助言を行う。

## 第12節 遺体の収容・処理及び埋火葬

府警察（柏原警察署）と連携のうえ、遺体の収容・処理及び埋火葬について、必要な措置を講じる。

《担当部・機関》

民生対策部福祉班・民生対策部環境班・医療対策部医療班・関係機関

### 第1 遺体の収容

遺体を発見した場合は、所定の措置を講じたうえ、遺体収容所へ搬送し収容する。

#### 1 遺体を発見した場合の措置

- (1) 遺体を発見した場合、発見者は速やかに府警察（柏原警察署）に連絡する。
- (2) 府警察（柏原警察署）は、遺体の検視（見分）その他所要の処理を行った後、関係者（遺族又は民生対策部環境班）に引き渡す。

#### 2 遺体の収容

民生対策部環境班は、関係機関等の協力を得て、遺体収容所へ遺体を収容する。

##### (1) 遺体収容所の開設

遺体収容所は、学校等の敷地、市内寺院等の中から災害状況に応じて選定し、適宜施設管理者と協議して開設する。

##### (2) 収容

警察官の検視（見分）及び医師の検案を終えた遺体は、医療対策部医療班及び府警察（柏原警察署）その他関係機関の協力を得て、速やかに遺体収容所へ搬送し収容する。ただし、現場の状況等によって現場での検視（見分）、検案が困難な場合は、遺体収容所において行うものとする。

### 第2 遺体の処理

民生対策部福祉班は、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、関係機関等の協力を得て、遺体の処理を実施する。

#### 1 遺体の処理方法

##### (1) 遺体の処理範囲

- ア 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置
- イ 遺体の一時保存

##### (2) 資機材等や車両の調達

- ア ドライアイス、柩等の遺体の処理に係る資機材を、事前計画にしたがって速やかに調達する。
- イ 資機材等や車両の調達が困難な場合は、総務対策部総括班を通じて府に応援を要請するほか、葬儀業者等に協力を要請する。

### (3) 遺体の身元確認

- ア 遺体身元を確認し、遺体処理票及び遺留品処理票を作成したうえ納棺し、氏名及び番号を記載した「氏名札」を棺に貼付する。
- イ 身元不明の遺体については、府警察（柏原警察署）、その他関係機関に連絡のうえ、性別、推定年齢、着衣、所持品、特徴等の掲示又は手配を行い身元の確認に努める。ただし、一定期間経過後も身元不明の場合は、行旅死亡人として取り扱う。

### (4) 遺体の引取り

- ア 身元が判明し、遺族、親戚等引取人がある場合は、速やかに引き渡す。
- イ 遺体の引取りがあった場合は、遺体処理台帳に必要事項を記載する。

## 2 遺体処理の期間

遺体処理の期間は、原則として地震発生の日から10日以内とする。ただし、地震発生の日から11日以上経過しても、なお遺体の処理を必要とする止むを得ない場合は、期間の延長手続（知事への申請手続）をとる。

## 3 遺体処理のための書類

遺体処理にあたっては次の書類を整理する。

- (1) 遺体処理台帳
- (2) 遺体処理支出関係書類

## 第3 遺体の埋火葬

民生対策部環境班は、遺族において対応が困難、若しくは不可能な場合は、遺体の埋火葬を行う。

### 1 遺体の埋火葬方法

- (1) 対象者は、原則として災害の際に死亡した者とするが、災害発生の日以前に死亡した者であっても対象になる。
- (2) 市内の火葬場で対応できない場合は、総務対策部総括班を通じて府及び他の市町村に協力を要請し火葬場を確保する。
- (3) 遺体の搬送に必要な車両は、場合によっては霊柩車以外の車両を使用できることとし、総務対策部車両班が確保する。
- (4) 身元が判明しない遺体は、市長の判断に基づき民生対策部市民班によって埋火葬許可証の交付を受け、火葬を行う。なお、火葬後の遺骨は一時保管し、縁故者が判明次第引き渡す。
- (5) 骨つぼ等の支給など必要な措置を講じる。

### 2 埋火葬の期間

遺体の埋火葬の期間は、原則として地震発生の日から10日以内とする。ただし、地震発生の日から11日以上経過しても、なお遺体の埋火葬を必要とする止むを得ない場合は、期間の延長手続（知事への申請手続）をとる。

### 3 埋火葬に関する書類

埋火葬を実施するために必要な次の書類を作成する。

- ( 1 ) 埋葬・火葬台帳
- ( 2 ) 埋葬・火葬支出関係書類

#### 第4 府への応援要請

総務対策部総括班は、自ら遺体の処理、埋火葬が困難な場合、大阪府が作成する「大阪府広域火葬計画」に基づき、府に対して必要な措置を要請する。また、府からの応援要請に応じることができる場合は、広域火葬の応援体制を整え、積極的に対応するものとする。

## 第13節 廃棄物の処理

し尿、ごみ及びがれきについて、被災地域の衛生状態の保持及び迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、適切な処理を実施する。

《担当部・機関》

民生対策部環境班・土木水防対策部土木水防班・関係機関

### 第1 し尿処理

民生対策部環境班は、被災地域の衛生状態の保持のため、仮設トイレを設置するとともに、し尿の適切な収集・処理を実施する。

#### 1 初期対応

仮設トイレの必要数を把握し、速やかに仮設トイレを設置する。

- (1) 上・下水道、電気等ライフラインの被害状況と復旧見込みを勘案し、避難所をはじめ被災地域における、し尿の収集処理見込み量及び仮設トイレの必要数を把握する。
- (2) し尿処理施設の被害状況と復旧見込みを把握する。
- (3) 被災者の生活に支障が生じることのないよう、高齢者及び障害者に配慮しつつ、速やかに仮設トイレを設置する。

#### 2 仮設トイレの設置

必要に応じ関係業者と協力し仮設トイレの設置を行う。

##### (1) 仮設トイレ設置の基準

仮設トイレを次の基準を目安として設置する。

##### 【仮設トイレの設置基準】

仮設トイレ設置箇所数：5か所 / 1,000世帯

仮設トイレ設置数：1基 / 100人

##### (2) 仮設トイレの調達

仮設トイレの必要数を確保するために、備蓄トイレを使用するほか、業界団体と早急に連絡をとるとともに、総務対策部総括班を通じ府に協力を要請する。

また、同時に次の手配も行う。

- ア トイレットペーパー
- イ 清掃用品
- ウ 屋外設置時の照明施設

##### (3) 仮設トイレの設置

- ア 仮設トイレは、避難所等公共施設に優先的に設置する。
- イ 公園等屋外で照明施設が必要な場合は、関係機関と協議のうえ、照明施設を設置する。

#### (4) 設置期間

上・下水道施設の機能が復旧し、その必要がないと認められるまでの間とする。

### 3 仮設トイレの管理

関係業者等と協力し、仮設トイレの管理を行う。

- (1) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、仮設トイレの衛生状態の保持に努める。
- (2) し尿収集業者、浄化槽清掃業者及び防疫対策業者に委託し、くみ取り、消毒を行う。
- (3) 設置場所の管理者及び自主防災組織等の市民に対して、日常の清掃等を要請する。

### 4 処 理

処理場の被害状況に応じてし尿の収集・処理の体制を確定する。

### 5 応援要請

市単独でし尿の収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総務対策部総括班を通じて府、他の市町村に応援を要請する。

府は、別に締結する協定書に基づき、大阪府衛生管理協同組合に対して支援協力を要請する。

## 第2 ごみ処理

民生対策部環境班は、被災地域の衛生状態の保持のため、ごみの適切な収集・処理を実施する。

### 1 初期対応

ごみ処理に必要な情報を把握する。

- (1) 避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込み量を把握する。
- (2) ごみ処理施設の被害状況及び復旧見込みを把握する。

### 2 ごみ処理対策

地震にともない発生したごみを、なるべく早く収集し、一時保管後、適正に処理する。

#### (1) 一般廃棄物の収集及び処理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条（一般廃棄物の収集、運搬、処分の基準）に基づき、地震発生の日からなるべく早く収集・運搬し、処理する。

#### (2) 塵芥、汚泥等の収集及び処理

塵芥、汚泥等については、分別所を経て、適正に処分する。

### 3 ごみ収集方法

- (1) 防疫上、早期の収集が必要な腐敗性の高いごみは、委託業者の協力を得て、最優先で収集し、処理施設等へ運搬する。
- (2) ごみの分別は可燃ごみ、不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ、有害ごみの5区分とする。

#### 4 処 理

- (1) 処理施設を速やかに点検し、支障を発見した場合は、稼働できるよう措置を講じる。
- (2) 処理施設での処理能力を上回る大量ごみが発生した場合は、周辺の環境に留意し、総務対策部財務班と調整のうえ、公有地等を臨時集積地として利用する。
- (3) 消毒剤、消臭剤等及び散布機器を確保し、臨時集積地、収集場所等の衛生状態を保持する。

#### 5 応援要請

市単独でごみの収集及び処理が困難な場合は、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総務対策部総括班を通じて府、他の市町村に応援を要請する。

### 第3 がれき処理

迅速かつ的確な災害復旧活動を促進するため、がれきの適切な処理を実施する。

#### 1 初期対応

関係各部及び関係機関はがれき処理に必要となる情報を把握し、応急対策を実施する。

- (1) がれきの発生量を把握する。
- (2) がれきの選別・保管・焼却等のために、長期間の仮置きが可能な場所を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。

#### 2 住宅関連のがれき処理

民生対策部環境班は、住宅障害物の除去、被災住宅の応急修理及び被災家屋の解体に伴い発生したがれきを、速やかに処理する。

#### 3 公共施設上のがれき処理

##### (1) 主要道路上のがれき処理

土木水防対策部土木水防班は、道路の巡視を行い、通行に支障をきたしているがれきを除去・処理する。

##### (2) 河川関係のがれき処理

土木水防対策部土木水防班は、災害時における管内河川、水路等の巡視を行うとともに、橋脚、暗渠流入口等につかえるがれきを除去・処理する。

##### (3) 鉄軌道上のがれきの処理

各鉄道施設管理者は、鉄軌道上のがれきを除去・処理する。

#### 4 がれき処理上の留意事項

民生対策部環境班及び関係機関は、がれきの処理を実施するにあたっては、次の点について十分留意する。

- (1) 他の所有者の敷地内で作業が必要な場合は、可能な限り管理者、所有者の同意を得て行う。
- (2) 危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。

- ( 3 ) がれきの適正な分別・処理・処分を行うとともに、可能な限り木材やコンクリート等のリサイクルに努める。
- ( 4 ) アスベスト等有害ながれきについては、専門業者に処理を委託し、市民の健康管理に十分配慮する。

#### 5 除去したがれきの処理

- ( 1 ) 多量のがれきが発生した場合は、総務対策部財務班と調整のうえ、公共地等を臨時集積地として選定する。
- ( 2 ) 倒壊家屋等からの廃棄物、焼失家屋の焼け残り等については、不燃、可燃等に分別して、臨時集積地へ直接搬送する。なお、アスベスト等有害ゴミについては、専門業者によって処理する。
- ( 3 ) 可燃物で再使用不能のものは、民生対策部環境班において適正に処理する。
- ( 4 ) 臨時集積地に、がれきの選別、焼却等の処理設備を設置し、最終処分の円滑化を図る。

#### 6 応援要請

民生対策部環境班は、市単独でがれきの除去・処理が困難な場合、必要に応じ関係団体に応援を要請する。それでもなお不足する場合は、総務対策部総括班を通じて府、他の市町村に応援を要請する。

### 第4 死亡・放浪動物対策

民生対策部環境班は、被災地域の衛生状態の保持及び安全の確保のため、死亡動物の適切な収集・処理及び放浪動物の保護収容等を実施する。

#### 1 初期対応

死亡・放浪動物の発生状況を把握する。

#### 2 死亡動物の処理

- ( 1 ) 死亡動物発見の連絡を受けた場合は、直ちに収集するとともに、消毒その他の衛生処理を行う。
- ( 2 ) 収集された死亡動物は、定めた方法に基づき焼却する。

#### 3 放浪動物の対策

被災によって、飼育されていた犬等が放浪することによる市民への危害発生を防止するため、これら放浪動物の保護収容等の対策については、府、府獣医師会、動物愛護団体、ボランティア等と連携・協力して行う。具体的な対策については、その都度関係機関と協議して決めるが、おおむね次をめやすとして行う。

- ( 1 ) 放浪動物の保護収容
- ( 2 ) 避難所で飼育されている動物に対する餌の配布
- ( 3 ) 負傷している動物の収容・治療
- ( 4 ) 飼育困難な動物の一時保管及び新たな飼い主探し

( 5 ) その他動物に関する相談の受付

## 第 5 環境保全対策

民生対策部環境班は、被災地域の環境保全のため、大気・水の監視、建築物の被災又は解体に伴う対策等を実施する。

### 1 初期対応

被災によって有害物質が漏洩した場合は、大きな環境汚染のおそれがある主要工場については、地震発生後できる限り速やかに電話、現地調査その他の方法によって緊急汚染源調査を行う。

また、必要に応じて適切な措置を講じるよう指導する。

### 2 大気・水の監視

地震が発生した場合の環境調査について、その都道府県、関係機関等と協議して決める。

### 3 建築物の被災又は解体に伴う対策

#### ( 1 ) 粉塵飛散防止対策

土木水防対策部都市計画班と協力して、建築物の解体作業現場における粉塵飛散防止対策を指導する。

#### ( 2 ) アスベスト飛散防止対策

ア 解体・撤去工事を行う業者に対し、当該建築物が吹付けアスベストを使用している可能性のある建築物か否かを調査確認し、その結果の報告を求める。

イ 吹付けアスベスト使用建築物又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、次の対策を講じるよう指導する。

(ア) 事前に除去できる場合は、事前に除去するなどの対策を実施する。

(イ) 事前に除去できない場合は、シートで囲い込み、可能な限り薬剤の散布による固化を行うなど関係法令を遵守して作業を行う。

(ウ) 使用の有無が確認できない場合は、シートで囲い込み、薬剤の散布による固化又は十分な散水を実施のうえで作業を行う。

ウ 吹付けアスベスト使用建築物又は吹付けアスベストの使用の有無が確認できない建築物については、解体・撤去工事を行う業者に対して工事完了後の報告を求める。

#### ( 3 ) がれき等の搬出時の飛散防止対策

がれき等の搬出を行う車両については、運搬時の荷台シートカバーを義務づけるとともに、その他知事が定める作業基準が守られるよう必要な措置を講じる。

## 第14節 自発的支援の受入れ

各地から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関との連携を密にし、適切に対処するよう努める。

《担当部・機関》

総務対策部人事班・民生対策部福祉班・民生対策部市民班・関係機関

### 第1 ボランティアの受入れ

府、日本赤十字社大阪府支部、大阪府社会福祉協議会、柏原市社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は、府の「災害時におけるボランティア活動支援制度」等を活用し、相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応じて円滑に活動できるよう適切に対処する。

#### 1 ボランティアの受入れ

##### (1) 活動内容

関係各部は、次のような活動内容のボランティアの協力を得る。

- ア 被災者に対する炊き出し
- イ 救助物資の仕分け・配付
- ウ 要援護高齢者・障害者などの介助
- エ 避難所内における給食・清掃などの運営補助
- オ 要援護高齢者、障害者などのニーズ把握や安否確認
- カ その他被災者に対する支援活動

##### (2) 受入れ窓口の開設

民生対策部福祉班は柏原市社会福祉協議会と連携のうえ、ボランティアの受入れ、活動の調整を行う窓口（ボランティアセンター）を開設する。

##### (3) 人材の確保

民生対策部福祉班は、各部が必要とするボランティアの活動場所、活動内容、人数等を把握し、ボランティアセンターに連絡する。ボランティアセンターは、ボランティアの配置及び活動の調整を行うとともに、必要に応じて府及び府社会福祉協議会にボランティアの派遣を要請する。

#### 2 活動支援体制

##### (1) 必要資機材、活動拠点の提供

民生対策部福祉班は、ボランティア活動に必要な資機材及び活動拠点の提供を行う。

##### (2) 災害情報の提供

民生対策部福祉班は、総務対策部総括班との連絡・調整にあたりとともに、ボランティア関係団体に対して災害の状況及び災害応急対策の実施状況等の情報を提供するとともに、ボランティ

アからもたらされる情報についても積極的に受入れる。

(3) 福利厚生

総務対策部人事班は、民生対策部福祉班及び柏原市社会福祉協議会とも連携を密にし、災害で協力を得るボランティアに対し、精神衛生面、健康管理面等において十分留意しその福利厚生の充実に努める。

## 第2 義援金・救援物資の受入れ及び配分

寄託された義援金・救援物資の受入れ及び配分を行う。

### 1 義援金の受入れ及び配分

民生対策部福祉班は、義援金の受入れ及び配分を行う。

(1) 受入れ

ア 義援金の受入れ窓口を開設し、受入れ業務を行う。

イ 義援金の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

(2) 保管

義援金は、被災者に配分するまでの間、当該災害に関する義援金受付専用口座を設け、市指定金融機関で保管する。

(3) 配分

ア 義援金の配分については、義援金配分委員会を設置し、配分方法、伝達方法等を協議のうえ決定する。

なお、委員会の構成は次のとおりである。

構 成 員
副市長、総務対策部長・副部長、土木水防対策部長、 民生対策部長、医療対策部長

イ 定められた方針、所定の手続きを経て被災者に情報を提供し、配分する。

### 2 救援物資の受入れ及び配分

民生対策部市民班は、救援物資の受入れ及び配分を行う。

(1) 受入れ

ア 市役所等に救援物資の受入れ窓口を開設し運営を行う。

イ 義援物資の受付に際しては、受付記録簿を作成し、寄託者に受領書を発行する。

ウ 仕分け作業がスムーズに行えるよう受入れ品目を限定し、荷物には物資の内容、数量等の必要事項を記入する。

エ 救援物資の申し出があった場合は次のことを要請する。

(ア) 救援物資は荷物を開閉することなく物資名、数量がわかるように表示すること

(イ) 複数の品目を梱包しないこと

(ウ) 腐敗する食料は避けること

(2) 保管

義援物資は、被災者に配分するまでの間、物資集積場等で保管する。

(3) 救援物資の配分

救援物資の配分については災害時要援護者を優先し、民生対策部福祉班と連携のうえ実施する。

(4) 救援物資の搬送

ア 府及びその他の市町村等からの物資は、あらかじめ定めた一時集積所に受入れ、仕分けのうえ各避難所へ搬送する。

イ 搬送は、一般ボランティアの協力を得て実施する。

3 郵便料金の免除等

郵便事業株式会社は、災害が発生した場合において、被災状況並びに被災地の実情に応じて郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。

(1) 災害時において、郵便法第18条に基づき、被災者の安否通信等の便宜を図るため、関係法令に基づき被災地の支店、郵便局において、被災世帯に対し、通常葉書及び郵便書簡を無償交付する。

(2) 災害時において、郵便法施行規則第4条に基づき、被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。

(3) 災害時において、郵便法第19条及び郵便法施行規則第4条に基づき、被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。

(4) 災害時において、お年玉付郵便葉書等に関する法律第5条第2項に基づき、被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用にあてるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の認可を得て、お年玉付郵便葉書等寄附金を配分する。

4 義援物資提供の際の住民・企業等の配慮

被災地に義援物資を提供しようとする住民・企業等は、被災地のニーズに応じた物資提供とするよう、また、梱包に際して品名を明示する等、被災地における円滑かつ迅速な仕分け・配送ができるよう十分に配慮した方法で行うよう努める。

市は、住民・企業等が被災地のニーズに応じた物資提供ができるように、府と連携して物資のニーズ等を把握し、的確に広報を実施するよう努める。

### 第3 海外からの支援の受入れ

総務対策部人事班は、海外からの支援について、国が作成する受入れ計画に基づき、必要な措置を講じる。

1 連絡調整

(1) 海外からの支援については基本的に国において推進されることから、府と連携して十分な連絡調整を図りながら対応する。

(2) 海外からの支援が予想される場合、府と連携して、あらかじめ国に、被災状況の概要、想定されるニーズを連絡し、また、国からの照会に迅速に対応する。

## 2 支援の受入れ

- (1) 次のことを確認のうえ、受入れ準備を行う。
  - ア 支援内容、到着予定日時、場所、活動日程等
  - イ 被災地域のニーズと受入れ体制
- (2) 海外からの支援の受入れにあたっては、極力自力で活動するよう要請するが、必要に応じて次のことを行う。
  - ア 案内者、通訳等の確保
  - イ 活動拠点、宿泊場所等の確保